

ご契約に際しての重要事項説明書《葬儀共済やすらぎ》

少額短期保険業者とは

保険業法に規定する保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が少額でかつ、保険期間1年（損害保険は2年）以内の保険のみを取り扱うことが認められた業者で、生命保険会社ではありません。当社は管轄財務局へ登録を行った、少額短期保険業者です。

少額短期保険業者が提供する死亡保険金額は、1被保険者につき、最高300万円以下、その他の保障を通算して、1,000万円以下です。また、1契約者でお引受けできる被保険者数は、100人以下です。

なお、生命保険会社などで構成する「保険契約者保護機構」の対象ではありません。そのため、当該機構がおこなう、破たん保険会社に対する資金援助の対象でもありません。

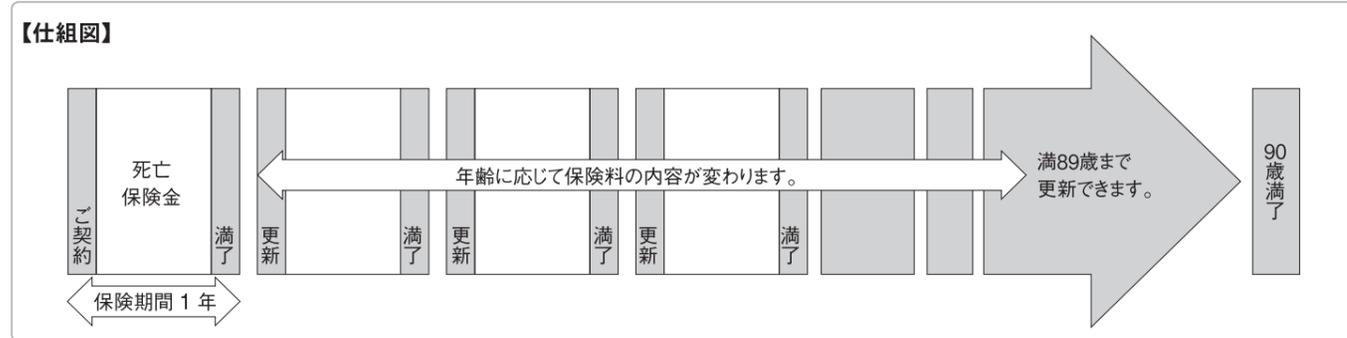
契約概要

この「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みされる保障内容がお客様ご自身のご意向に沿ったものであることをご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

この保険は、被保険者の男女別・年齢別に適切な死亡保障のみを提供する、満期・解約返戻金の無い商品です。

定期保険 葬儀共済やすらぎ

特徴 この保険は、被保険者の男女別・年齢別に適切な死亡保障のみを提供する、満期・解約返戻金の無い商品です。



【保険期間】

保険期間は、ご契約日から1年間とします。保険期間満了後は申し出により最長満90歳未満の契約応当日まで更新できます。（新規加入できるのは加入時満15歳以上、満75歳以下の者とします。）

【お引受け条件】

保険証券に記載された死亡保険金額をお支払いします。

【特約について】

この保険には特約はありません。

【解約返戻金について】

この保険については、解約返戻金はありません。

【保険金のお支払事由】

死亡保険金（被保険者が保険期間中に死亡したとき。）
証券記載の死亡保険金額（死亡時の死亡保険金額とする。）
契約日以後、半年未満に不慮の事故以外の事由により死亡した時は証券記載の死亡保険金額の20パーセント、半年以上1年以内に不慮の事故以外の事由により死亡した時は証券記載の死亡保険金額の50パーセントとする。

【保険料について】

ご契約時の年齢による保険料を適用します。更新後は更新時年齢の保険料を適用します。保険料払込期間は保険期間と同一です。

【契約者配当金について】

この保険については、配当金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「約款」に記載しておりますのでご確認ください。
「保険金等が支払われない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客様にとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願い致します。

【クーリング・オフ制度について】

契約の申込みの日またはクーリング・オフに関する説明書類を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば書面により契約の申込みの撤回をすることができます。

【告知について】

1.告知は、ご契約をお引受けするかどうか決める重要な事項です。もしも内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金の支払いを受けられないことがあります。

2.当社の取扱者へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人が告知事項をご確認いただき、告知書により告知してください。（取扱者・募集人には告知受領権はありません。）
3.当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じて、ご契約をお断りすることもございますのであらかじめご了承願います。

4.当社の社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または死亡保険金ご請求の際に、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。告知いただく内容について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合、責任開始から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

※なお、上記の「告知義務違反」によってご契約を解除する場合以外にも、保険金の不法取得目的の加入、契約加入時に詐欺行為があった場合等、詐欺による無効もしくは取消しを理由として、当社は保険金をお支払いしないことがあります。この場合、責任開始期からの年数は問いません。

※「現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の際、告知が必要などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったためにご契約が解除・無効となることもありますので、ご注意ください。よろしくお願い致します。

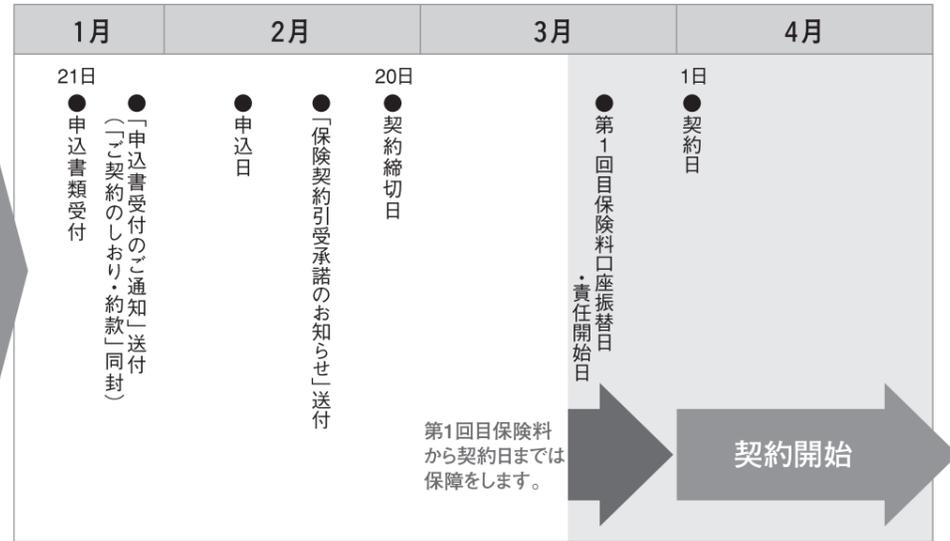
【保障の責任の開始について】

1.お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、会社は次に定める日を契約日とし、保険契約上の責任を負います。
(1)第1回保険料を口座引落としにより受領した場合 ※図-1参照
会社が第1回保険料を口座引落としにより受領した日の属する月の翌月1日
(2)第1回保険料を現金で受領した場合 ※図-2参照
会社所定の保険契約申込書および被保険者に関する告知書を記入した告知日と第1回保険料を受領した日のいずれか遅い方の日の直後の締切日（毎月20日とします）の翌月1日
(3)会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付します。
2.契約日前であっても第1回保険料の払込日（口座振替の場合は引落日）後に支払事由が生じた場合、契約の引受け条件を満たしていれば第1回保険料の払込日（口座振替の場合は引落日）から保障します。

少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾し、第一回目保険料のお払込みを受けたときに有効に成立します。

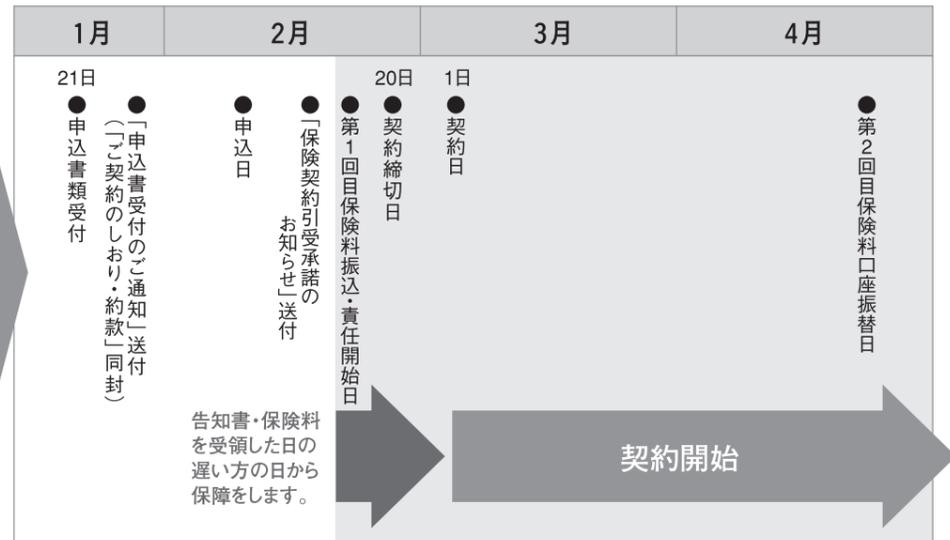
（図-1）

会社が第1回保険料を口座引落としにより受領した場合



（図-2）

第1回保険料を現金で受領した場合



その他重要なお知らせ

お申込みに際しての意向確認について

・お申込みの際には、「重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報）」およびパンフレットに記載の保障内容・保険金額・保険料等をご覧いただき、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

本保険のお申込みをいただくお客様のご意向は次のものに相違ないかご確認ください。

・定期保険…死亡時の保障

この保険には、満期保険金はありません。また契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いもありません。

【お客様に特にご確認いただきたい事項】

- 1.保障内容（保険金の支払事由）は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 2.保障金額（保険金額）および保険料額は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 3.保障期間（保険期間）および保険料払込期間は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 4.配当の有無は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 5.解約時の払戻金（保険料を含む）の有無は、ご意向に沿ったものになっていますか。

【時効による請求権の消滅】

・保険金などをご請求いただく権利は、そのお支払いなどの事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を経過したときは、時効により消滅します。

【少額短期保険募集人の販売資格の確認について】

・当社の担当者（少額短期保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、当社本店までご連絡ください。

 **0120-26-8160**

受付時間：9:00～18:00
（土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）

個人情報に関するお取扱いについて

ご契約者および被保険者の皆さまへ

フローラル共済株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客様に当社をご利用して頂く際に、お客様の氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス等、お取引やご連絡に必要な情報（以下、「個人情報」といいます。）を開示していただきます。当社は、個人情報保護法の趣旨のもと、この「個人情報取扱規程」に基づき個人情報を取り扱います。

【個人情報を収集・利用する目的】

当社では、お客さまに関する情報を、次のような目的のために利用いたします。

- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実のため、保険契約の引受け・継続・維持管理・保険金等の支払いに利用いたします。

【第三者提供の制限】

当社は、次の場合を除き、第三者に個人データを提供することはありません。

- 1.あらかじめ同意がある場合
- 2.利用目的を達成するために業務を委託する場合
- 3.法令により必要とされる場合

【機微（センシティブ）情報のお取扱い】

当社は保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営を確保するために、業務遂行上必要な範囲に限り、保険医療等の機微（センシティブ）情報を取得・利用いたします。

【個人情報取扱いに関するお問合せ先・ウェブサイトのURL】

個人情報の取扱い・個人情報に関する方針につきましては、当社ウェブサイト：<http://www.floral-shoutan.co.jp>をご覧ください。当社までご連絡ください。

【保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減される場合】

・保険期間中において収支に著しい影響を及ぼすと判断した場合、社内の定めにより主務官庁へ届出等を行ったうえで保険料の増額または保険金の減額を行なうことがあります。急激に保険金の支払いが増加し、著しく収支が悪化したときは、社内の定めにより主務官庁へ届出等を行ったうえで保険金を削減して支払うことがあります。

【保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について】

・保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、最後に支払われた保険料の保障月の翌月1日にさかのぼり失効します。

・この保険契約に、復活の取扱いはありません。

【新たな保険契約への乗り換えについて】

現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- ・多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額、もしくは、まったく無いことがあります。
- ・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、責任開始の日から3年以内の自殺の場合や、告知義務違反の場合など、保険金をお支払いできない場合があります。

【保険金等が支払われない場合について】

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除になった場合
- ・保険金を搾取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・保険契約について詐欺の行為があった場合や、保険金の不法取得目的があつてご契約が無効もしくは取消しとなった場合
- ・保険金支払いの免責事由に該当した場合（例：ご契約の責任の開始する日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当など）

【解約返戻金について】

・この保険については、解約返戻金はありません。

【保険契約を更新する時の保険料その他の契約内容の変更をする場合】

・保険期間の満了に際し、保険契約を更新する場合において、収支を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要があるときは、社内の定めにより、更新時に更新後の保険料を増額するか、保険金の減額をすることがあります。保険期間の満了に際し、保険契約を更新する場合において、商品の収支が不採算になり、収支の改善が見込めない時は、社内の定めにより更新後の保険契約を引受けないことがあります。

ご契約に関する相談・苦情窓口について

少額短期保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、パンフレット記載の当社本店へご連絡ください。

ご契約に関する苦情につきましては、当社お客様相談室へご連絡ください。

通話料無料

 **0120-26-8160**

受付時間：9:00～18:00
（土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）

弊社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階

通話料無料

 **0120-82-1144**

FAX:03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日
（祝日および年末年始休業期間を除く）



東北財務局長（少額短期保険）第2号

フローラル共済 株式会社 本店

 **0120-26-8160**

〒981-0962 宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15 フローラル共済ビル4F TEL:022-303-0701 FAX:022-303-0705